

数理・データサイエンス・AI 教育推進ワーキンググループ設置要綱

(設置目的)

第1条 湘北短期大学（以下「本学」という。）は、本学学生に広く実施され、学生の数理・データサイエンス・A I への関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・A I を適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成するために必要な知識及び技術を体系的に修得させる教育プログラム（プログラム名称「湘北 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」。以下「当教育プログラム」という。）を全学的に推進するため、数理・データサイエンス・AI 教育推進ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 WG は、次の業務を所管する。

- (1) 当教育プログラムの具体的な内容に関する協議・検討
 - (2) 当教育プログラムの計画（当教育プログラムにおいて身に付けることのできる能力、修了要件、開設される授業科目、授業の方法、及び内容等）の策定並びに実施体制の構築、及びそれらの公表
 - (3) 学生に対し当教育プログラムの履修を促す取組の協議・検討、及び実施
 - (4) 当教育プログラムについての点検及び評価、その結果の公表
- その他、当教育プログラムに関して学長が求める事項

2 前項による業務は学長に報告するものとする。なお、当教育プログラムに関して重要な決定又は変更を伴う場合には、学長は教授会及び常勤理事会に諮問するものとする。

(構成員)

第3条 WG は、次に掲げる者で構成する。

- (1) リベラルアーツセンター長、及び教務・学生部長
- (2) IR 室長
- (3) 各学科長から指名された教員 3 名程度
- (4) 教務・学生部職員 2 名程度
- (5) その他、必要に応じて各学科長、各センター長から指名された教員 若干名

2 WG に責任者及び副責任者を置き、それぞれリベラルアーツセンター長、教務・学生部長をもって充てる。

(会議)

第4条 WG は、責任者が召集し、議長を務める。

2 WG は、年2回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

3 責任者が必要と認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 WG の事務局は、教務・学生部とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、WG の運営に必要な事項は学長が別に定める。

附則

1 この要綱は、2024 年4月1日から施行する。